

## 渋川市水道事業及び下水道事業等訓令第1号

渋川市水道事業及び下水道事業等が定める歴史的公文書選別基準を次のとおり定める。

令和5年3月31日

渋川市上下水道事業

渋川市長 高木 勉

渋川市水道事業及び下水道事業等が定める歴史的公文書選別基準

(趣旨)

第1条 この訓令は、市長における渋川市公文書等の管理に関する条例（令和元年渋川市条例第23号）第6条第5項に規定する歴史的公文書選別基準を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 歴史的公文書として選別すべき公文書は、次の各号のいずれかに該当する公文書とする。

(1) 市（合併前の市町村を含む。以下同じ。）の組織及び機能並びに政策の検討経過、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書

(2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書

(3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書

(4) 市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書

(5) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる公文書

ア 市の全域的な状況を把握できるもの

イ 長期的・継続的に地域の歴史がわかるもの

ウ 市の特色ある事象が明確になるもの

エ 文書の残存が少ない時期（昭和29年3月31日以前）のもの

(選別基準)

第3条 前条の基本的な考え方に基づき、歴史的公文書として選別する具体

的な選別基準は、次の表のとおりとする。

番号	公文書の区分
1	上下水道事業の計画及び基本方針に関するもの
2	重要な事務及び事業の計画及び実施に関するもの
3	上下水道事業の沿革に関するもの
4	規程、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの
5	議案、報告その他の市議会に関するもの
6	諮問及び答申に関するもの
7	職員の任免及び賞罰に関するもので重要なもの
8	財産の取得、処分等に関するもの
9	施設の建築等の事業実施に関するもの
10	予算及び決算に関するもので重要なもの
11	上下水道事業運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関するもので重要なもの
12	訴訟等に関するもので重要なもの
13	請願、陳情、要望等に関するもので重要なもの
14	不服申立てに関するもので重要なもの
15	附属機関等に関するもの
16	調査研究、統計等に関するもので重要なもの
17	行事・事件、市政又は市民生活に関するもので重要なもの
18	前各項に掲げるもののほか、前条第5号に該当し、歴史的価値があると認められるもの

(委任)

第4条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

## 渋川市水道事業及び下水道事業等が定める歴史的公文書選別のための細目基準

渋川市水道事業及び下水道事業等が定める渋川市歴史的公文書選別基準（令和5年渋川市水道事業及び下水道事業等訓令第1号。以下「基準」という。）第4条の規定に基づき、次のとおり細目基準を定める。

### 1 方針

過去における渋川市の主要な活動又は社会の情勢を跡付けることができるよう、また、公文書を市民共有の資産として管理し、現在及び将来にわたり説明責務を全うできるようにするため、歴史的公文書として重要な文書を選別する。

なお、選別に当たっては、偏りがなく公正で客観的に行うものとする。

### 2 選別される歴史的公文書

番号	公文書の区分	選別する文書	例示
1	上下水道事業の計画及び基本方針に関するもの	上下水道事業の計画、基本方針等の企画、立案及び施行に関する文書	計画及びその市民意見公募に関する文書
2	重要な事務及び事業の計画及び実施に関するもの	上下水道事業の重要な事務及び事業の計画及び実施に関する文書	工事台帳及び図面、占用、負担金、事業計画認可申請等に関する文書
3	上下水道事業の沿革に関するもの	上下水道事業の沿革に関する文書	事業の創設、認可等に関する文書
4	規程、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの	規程、訓令及び要綱の制定及び改廃に関する文書	規程原議、訓令等原議及びその市民意見公募に関する文書

	するもの		
5	議案、報告その他の市議会に関するもの	市議会の議事に関する文書	議案原議
6	諮問及び答申に関するもの	諮問及び答申に関する文書	附属機関に係る諮問・答申に関する文書
7	職員の任免及び賞罰に関するもので重要なもの	職員の任免及び賞罰に関する重要な文書	特別職の任免並びに職員の分限及び懲戒に関する文書で重要なもの
8	財産の取得、処分等に関するもの	財産の取得、処分等に関する文書	財産に関する調書、土地、建物及び重要物品の取得、処分等に関する文書
9	施設の建築等の事業実施に関するもの	施設の建築等の事業実施に関する文書	施設の建築等に関する基本計画、実施計画及び計画の策定経過、各種調査、許認可及び住民説明会に関する文書
10	予算及び決算に関するもので重要なもの	予算に関する重要な文書及び決算に関する重要な文書	予算編成、決算報告及び財務諸表に関する文書
11	上下水道事業運営の基本方針、重要施策	上下水道事業運営の基本方針、重要施策等を審議する	渋川市上下水道事業の経営に関する協議会、庁議等に関する文書

	等を審議する 会議に関する もので重要な もの	会議に関する重要 な文書	
1 2	訴訟等に関する もので重要な もの	訴訟等に関する重 要な文書	判決、和解、損害賠償額の 決定及び訴訟経過に関する 文書
1 3	請願、陳情、 要望等に関する もので重要な もの	請願、陳情、要望 、公聴等に関する もので重要な文書	請願、陳情等に関する文書 、市長への投書箱及び市政 懇談会に関する文書
1 4	不服申立てに 関するもので 重要なもの	不服申立てに関す る重要な文書	審査請求に関する文書
1 5	附属機関等に 関するもの	法令又は条例に基 づく審議会等に関 する文書で、市の 施策の実施に係る 基本的姿勢又は方 向性に影響を与え たもの	左記に該当する審議会等の 会議録、会議資料等
1 6	調査研究、統 計等に関する もので重要な もの	調査、研究並びに 統計及び統計の結 果に関する重要な 文書	市が作成する調査結果報告 書、研究成果に関する文書 及び統計書

17	行事・事件、市政又は市民生活に関するもので重要なもの	行事、出来事、市政又は市民生活に関する重要な文書	事件、事故、災害等に関する文書
18	前各項に掲げるもののほか、前条第5号に該当し、歴史的価値があると認められるもの	1から17までに掲げるもののほか、歴史的価値があると認められる文書	1から17までに例示されている文書以外のもので、歴史的価値がある文書

### 3 適用期日

この基準は、令和5年4月1日から適用する。